

岩手県告示第901号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成27年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 釜石市
- 2 事業の種類 市道箱崎半島線新設工事（岩手県釜石市鶴住居町第26地割地内から同市鶴住居町第21地割地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県釜石市鶴住居町第20地割、第21地割、第22地割、第23地割、第25地割、第26地割及び第27地割地内
 - (2) 使用の部分 岩手県釜石市鶴住居町第20地割、第21地割、第22地割、第23地割及び第25地割地内
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県釜石市鶴住居町第26地割地内から同市鶴住居町第21地割地内までの延長2,829メートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体区間とする「市道箱崎半島線新設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

市道箱崎半島線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により釜石市長が市道に認定した路線であり、同法第16条の規定により釜石市が道路管理者であることから、起業者である釜石市は、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、起業者である釜石市は、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

これらのことから、起業者である釜石市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公益の利益

本路線を存する釜石市を含む岩手県沿岸部は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を「東日本大震災津波」と総称する。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

本路線が位置する釜石市においては、住宅に加えて学校や病院等の公共施設、道路や港湾等の社会基盤施設も壊滅的な被害を受けており、本路線が存する区間の道路である市道安ヶ洞線、同鶴住居線及び同鶴住居2号線（以下これらの道路を「現道」と総称する。）は、大津波による道路の流出、浸水、家屋等のがれきが堆積したことなどにより通行不能となり、箱崎半島の集落は約10日間孤立する事態となった。また、現道のうち海岸部付近を通行する区間においては、高潮等により道路が度々冠水し、通行止めによる規制が敷かれるなど、幹線道路としての機能が発揮されていない状況にある。更に、現道の道路構造は幅員が狭小な区間等が存在し、自動車の安全かつ円滑な通行が阻害されている状況である。

釜石市においては、東日本大震災津波からの復興の円滑かつ迅速な推進のため、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の規定により釜石市復興整備計画を作成・公表しており、箱崎半島周辺においては、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等が実施され、地域の基盤となる住宅団地の整備が順次実施されている。

本件事業は、一般国道45号と箱崎半島の集落を結び社会、経済及び文化の基盤をなすとともに、災害時の避難経路として重要な役割を担う幹線道路とするために計画された、釜石市復興整備計画に記載の復興整備事業であり、本件事業の完成により、津波の浸水しないルートが確保され、災害時における箱崎半島の集落の孤立を解消するとともに、避難経路としての

機能が確保される。また、現道の隘路の解消により安全かつ円滑な交通を確保し、地域生活の向上や地域の発展が望まれ、更に、本路線の沿線に整備される防災集団移転地等へ接続することで災害に強いまちづくりに貢献し、利便性の向上に大きく寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等により環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者が平成27年8月に任意で、大気質、騒音及び振動の影響について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものとされているが、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用するなど、騒音・振動に配慮した施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間及びその周辺において、動物については、希少種は確認されていない。

植物については、岩手県レッドリストで存続基盤が脆弱な種として掲載されているヒナスゲ、ギンラン及びシャクソウソウが確認されているが、いずれについても、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、有識者で構成される「釜石地域希少野生動植物調査検討委員会」の指導を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するため、岩手県教育委員会及び釜石市教育委員会に通知を行い、2箇所とも本件事業による影響はないと判断され、発掘調査の必要がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、釜石市の復興まちづくりと一体となった道路を整備し、安全かつ円滑な地域内交通を確保することなどを目的とし、釜石市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年釜石市条例第7号。以下「釜石市条例」という。）による第3種第4級の規格に基づき、2車線の道路を新たに整備する事業であり、本件事業の事業計画は釜石市条例に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、津波の浸水しないことを重視しながら、路線延長が最も短い申請案のほか、海岸線付近の低地を横断し、二線堤としての機能を有することが可能な案について検討が行われている。

申請案と他案を比較すると、申請案は、路線延長が最短で用地取得面積が少ないこと、切盛バランスが優れ施工性が良いこと、事業費が最も少なくなることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、一般国道45号と箱崎半島の集落を結ぶ幹線道路を整備することにより、津波の浸水しないルートが確保され、災害時における箱崎半島の集落の孤立が解消されるとともに、現道は、これまで自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められ

る。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足していると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 釜石市役所